

学科教本訂正表

法令の一部改正に伴い、教本の内容をつぎのとおり訂正します。訂正箇所（ページ等）を確認のうえ、ご使用ください。

| 訂正内容 | |
|-------|--|
| P.8 | <p>「②原動機付自転車」の「(1)一般原動機付自転車」をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>(1)一般原動機付自転車</p> <ul style="list-style-type: none">・総排気量50cc（原動機の最高出力が4.0kW以下の二輪車は125cc）以下または定格出力0.60kW以下の二輪のもの（車室の側面にドアがない三輪のものや車室のない三輪以上のもので、左右の車輪の間が0.5m以下のものを含む）で、(2)以外のもの・総排気量20cc以下または定格出力0.25kW以下の三輪以上のもので、(2)以外のもの |
| P.15 | <p>「5交通違反（事故）と責任」の「①刑事上の責任」をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>①刑事上の責任…拘禁刑・罰金など</p> |
| P.21 | <p>「5運転免許証などの確認」の「①運転免許証の携帯」をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>①運転免許証等の携帯</p> <p>自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、運転しようとする車に応じた運転免許証または免許情報記録個人番号カード（「免許証等」といいます）を携帯していかなければなりません。また、運転免許証に記載、または免許情報記録個人番号カードに記録されている条件（眼鏡等使用など）を守らなければなりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"><p>免許情報記録個人番号カード 運転免許証の情報を記録したマイナンバーカードのことです、マイナ免許証ともいいます。</p></div> |
| P.126 | <p>「2運転免許証の携帯および提示」をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>2 運転免許証等の携帯および提示</p> <p>①免許を受けた人が自動車などを運転するときは、その自動車などを運転できる免許証等を携帯していかなければなりません。</p> <p>②違反行為をしたり、交通事故を起こしたりして警察官から免許証等の提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。また、免許情報記録個人番号カードを提示した場合に、記録された免許情報を確認するために必要な措置を受けることを警察官から求められたときは、これに応じなければなりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"><p>免許証等提示後の措置 免許証等を確認した警察官が、続けて運転せられないと判断した場合、運転禁止などの措置をとることがあります。</p></div> |
| P.129 | <p>NOTE の表内「一般原動機付自転車」の定義をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>総排気量50cc（最高出力4.0kW以下の二輪のものは125cc）以下または定格出力0.60kW以下の二輪のもの（スリーターを含む）/ 総排気量20cc以下または定格出力0.25kW以下の三輪以上のもの</p> |
| P.132 | <p>「2運転免許証の有効期間」を「2運転免許証等の有効期間」に訂正し、①～③の見出し、本文、表内の「運転免許証」および「免許証」の後に「等」を加えてください。</p> <p>有効期間の表の「免許証の交付または更新を受けた人の区分」を「免許証の交付や特定免許情報の記録を受けた人の区分」に訂正し、表の下に次の文を加えてください。</p> <p>特定免許情報……免許情報記録の番号、免許の年月日や有効期間の末日、免許の種類、免許の条件、免許の色、顔写真など</p> |
| P.133 | <p>「3運転免許証の更新および定期検査」を「3運転免許証等の更新および定期検査」に訂正し、本文の「免許証」の後に「等」を加えてください。</p> <p>「4運転免許証の更新の特例」を「4運転免許証等の更新の特例」に訂正してください。</p> |

| 訂正内容 | |
|-------|--|
| P.134 | 「 [5]更新を受けようとする人の義務 」、「 [6]高齢者講習 」、「 [8]運転免許の失効 」の本文の「免許証」の後に「等」を加えてください。 |
| P.135 | 「 NOTE ●免許証の更新をしなかった場合の救済措置(運転免許試験の一部免除)」の見出し「●免許証」の後に「等」を加えてください。 「 NOTE ●運転経歴証明書」の本文をつぎのとおり訂正してください。 申請して免許の取り消しを受けた人は、取り消し日から5年以内であれば、カード型の「運転経歴証明書」の交付または運転経歴情報の個人番号カードへの記録を住所地の公安委員会に申請することができます。 |
| P.140 | 「 [1]運転免許の拒否・保留など 」の本文「免許証の交付を受ける前」を「免許を受ける前」に、「免許証を交付された後」を「免許を受けた後」にそれぞれ訂正してください。 |
| P.141 | 「 [5]運転免許証の返納など 」をつぎのとおり訂正してください。 [5] 運転免許証等の返納など 免許を受けた人は、つぎのような場合にはすみやかに免許証を住所地の公安委員会に返納し(または免許情報記録個人番号カードの免許情報記録の抹消を受け)なければなりません。 ①免許が取り消されたとき ②免許が失効したとき ③免許証の再交付を受けた後に失った免許証を発見したり、盗まれた免許証を回復したとき(発見・回復した旧免許証を返納する) ④免許証等の有効期間が満了したとき ⑤法令の規定により免許の効力が停止されたとき(免許情報記録個人番号カードを所持している場合) |
| P.237 | 「 3.交通事故の悲惨さ 」の「 ①刑事上の責任 」をつぎのとおり訂正してください。 ①刑事上の責任…拘禁刑・罰金など |
| P.269 | 「 NOTE ●保管場所の届け出について」の「 ④ 保管場所標章 」を削除し、以降の数字を繰り上げてください。 |